

IV 消防水利施設に関する基準

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。（令第25条第8号）

開発区域内に設ける消防水利施設の計画にあたっては当該区域を所管する消防長又は消防署長（消防本部又は消防署が設置されていない町村にあっては、当該町村長）と協議して消防法の定める設置基準に適合させること。